

事前計画書作成の手引

(収集運搬業 積替え保管施設用)



令和3年4月

〔情報開示請求及び公文書情報提供サービスの対象文書について〕

許可申請・届出等に伴い、東京都に御提出いただいた事前計画書を含む一切の資料・書類等は、事前相談段階のものであっても、第三者から東京都情報公開条例に基づく開示請求又は公文書情報の提供依頼があった場合、原則、開示対象となります。

【目 次】

はじめにP. 1

第 1 章 事前計画書の概要

- 1 事前計画書の目的 P. 2
- 2 提出方法 P. 2
- 3 提出部数 P. 2
- 4 予約受付先及び提出先 P. 2
- 5 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管含む。)許可取得までの流れ P. 3
- 6 提出書類一覧 P. 4

第 2 章 事前計画書の作成

- 1 事前計画書作成にあたっての留意事項 P. 5
- 2 よくある質問 P. 1 1
- 3 事前計画書様式 P. 1 5
- 4 事前計画書様式記載例 P. 3 3

【注意事項】

- ・虚偽の申請により許可を受けた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 6 号の規定により、許可を取消しされることがあります。なお、許可取消の日から 5 年間は新たに許可を申請することができません。
- ・虚偽の届出をした場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 29 条第 1 項の規定により、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられ、次回の更新許可申請の際に不許可処分になる可能性があります。
- ・行政書士が虚偽の届出をした場合、行政書士法第 14 条、第 14 条の 2 の規定により処分されることがあります。

はじめに

産業廃棄物の積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業の許可を取得等するためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された基準を満たす必要があります。東京都（以下「都」という。）では同基準について適正に審査するため産業廃棄物収集運搬業の許可申請書等（下記「申請等の種類」参照）に先立ち、本書の事前計画書の提出を求めています。（特別管理産業廃棄物収集運搬業についても同様です。）

【 申請等の種類 】

申請等の種類	目 的
新規許可申請	産業廃棄物収集運搬業の許可を有していない方が、積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する場合
更新許可申請	既に産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む。)の許可を有している方が、許可期限の満了に際し、その許可を更新する場合
変更許可申請	既に産業廃棄物収集運搬業の許可を有している方のうち次に該当する場合 ① 収集運搬する産業廃棄物の種類の追加及び限定解除 ② 収集運搬業許可「積替え保管を除く。」から「積替え保管を含む。」への変更
変更届	既に産業廃棄物収集運搬業収集運搬業許可(積替え保管を含む。)を有している方が、 <u>変更許可に該当しない範囲</u> で積替え保管の内容を変更する場合 【具体例】 ① 収集運搬業の許可を得ている産業廃棄物の種類を積替え保管する産業廃棄物の種類に追加 ② 積替え保管する産業廃棄物の保管量の変更 ③ 施設内配置の変更 ④ 施設を移転又は追加（収集運搬業許可を得ている産業廃棄物の種類に追加がない場合）

第1章 事前計画書の概要

1 事前計画書の目的

本事前計画書は、申請等に先立ち積替え保管の方法を確認・指導し、円滑に手続きを進めることを目的としています。

2 提出方法

- ・ 提出は予約制(毎週水曜日)です。あらかじめ電話で予約の上、御来庁ください。
- ・ 施設が複数ある場合は施設(所在地)ごとに事前計画書の提出が必要になります。
- ・ 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の施設について同時に申請する場合は、同じ所在地であってもそれぞれについて事前計画書を提出してください。
- ・ 更新許可申請の場合、事前計画書は許可期限の6か月前から提出できます。余裕を持って御提出ください。(予約日は、1～2か月先になることがあります。)

3 提出部数

- ・ 正副2部です。副本は申請者の控えになります。(副本は正本のコピー可)
- ・ 事前計画書は、左側に2穴を空けて綴じひもで綴じ、「第1章6 提出書類一覧(P.4)」の表の順に綴じて項目ごとにインデックスを付けてください。



4 予約受付先及び提出先

- ・ 積替え保管施設の設置場所の管轄窓口へ予約し提出してください。
- ・ 電話受付時間は9時から17時までです。(12時から13時を除く。)

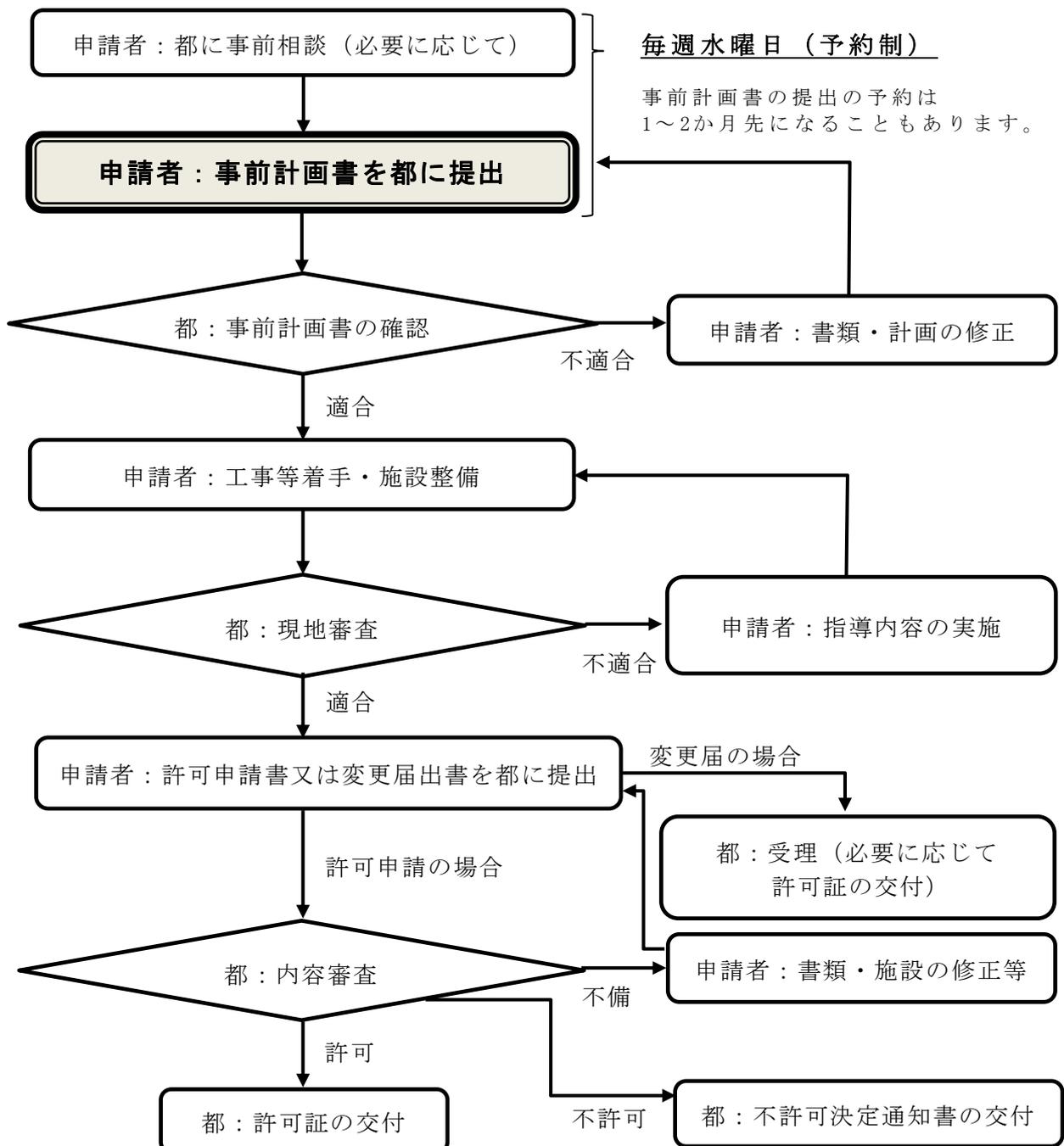
施設の設置場所	管轄窓口(予約受付先及び提出先)
23区 島しょ	<p>東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎 19階北側 JR 新宿駅西口から徒歩15分 都営大江戸線 都庁前駅から徒歩5分</p> <p>電 話 03-5388-3587 FAX 03-5388-1381</p>
市町村 (八王子市、 島しょを 除く。)	<p>東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当 〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎 3階 JR 立川駅南口から徒歩15分 西国立駅から徒歩7分</p> <p>電 話 042-528-2693 FAX 042-522-9511</p>

5 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）許可取得までの流れ

最初に事前計画書の提出が必要です。その内容が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する基準に適合することを都の担当者が確認した後に、施設を整備することができます。(特に変更がない更新申請等の場合は、事前計画書提出後、現地審査になります。)

施設の整備後、その施設が事前計画書のとおりとなっていることを都の担当者が現地審査で確認してから、申請書・届出書の提出となります(現地審査で基準に不適合と判断した場合は、修正・補修等を行っていただきます。)

なお、施設が基準に適合していても、申請者の能力に係る基準(知識・技能、経理的基礎等)に不適合な場合及び欠格事項該当の場合などは、不許可となります。



6 提出書類一覧

※以下の順に書類を綴ってください。

提出書類		記載例のページ
	<input type="checkbox"/> 事前計画書表紙	P. 3 4
	<input type="checkbox"/> 都許可証の写し（他の産業廃棄物の許可を含む。）	—
1	<input type="checkbox"/> 1-1 施設の案内図	P. 3 5
	<input type="checkbox"/> 1-2 用途地域を示す図面	P. 3 6
	<input type="checkbox"/> 1-3 施設の周辺図	P. 3 7
	<input type="checkbox"/> 1-4 施設周辺の写真	P. 3 8
2	<input type="checkbox"/> 2 変更の概要（新規申請の場合は不要）	P. 3 9
3	<input type="checkbox"/> 3-1 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更前）	P. 4 0
	<input type="checkbox"/> 3-2 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更後）	P. 4 1
	<input type="checkbox"/> 3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）（変更後）	—
4	<input type="checkbox"/> 4-1 保管する産業廃棄物の一覧表（変更前）	P. 4 2
	<input type="checkbox"/> 4-2 保管する産業廃棄物の一覧表（変更後）	P. 4 3 - 4 7
	<input type="checkbox"/> 4-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後） <input type="checkbox"/> 保管容器のカタログ等	—
	<input type="checkbox"/> 4-4 産業廃棄物の保管場所の写真（変更後）	—
5	<input type="checkbox"/> 5 作業手順書	P. 4 8 - 4 9
6	<input type="checkbox"/> 6 施設清掃に関する説明	P. 5 0
7	<input type="checkbox"/> 7 生活環境の保全上の措置等	P. 5 1
8	<input type="checkbox"/> 8-1 重機一覧表	P. 5 2
	<input type="checkbox"/> 8-2 重機の写真	—
	<input type="checkbox"/> 8-3 重機の使用権原	—
9	<input type="checkbox"/> 9 使用権原を証明する書類等（土地、建物、公図）	—
10	<input type="checkbox"/> 10-1 関係法令に関する書類（環境確保条例）	—
	<input type="checkbox"/> 10-2 関係法令に関する書類（その他）	—
11	<input type="checkbox"/> 11-1 説明対象者を示す図面	P. 5 3
	<input type="checkbox"/> 11-2 説明資料	—
	<input type="checkbox"/> 11-3 説明経過書	P. 5 4
	<input type="checkbox"/> 同意書等（同意等を頂けた場合）	

※新規に「積替え保管施設」を設置する場合は、変更前に関する書類の提出は不要です。

第2章 事前計画書の作成

1 事前計画書作成にあたっての留意事項

事前計画書の作成方法は以下のとおりです。以下の順に書類を整え、左側に2穴を空けて綴じひもで綴ってください。写真は**最新のもの(事前計画書提出日の3か月以内に撮影)**を添付してください。

事前計画書	
【事前計画書表紙】	
<ul style="list-style-type: none">➢ 「作業時間」は「工場設置認可申請書」又は「指定作業場設置届出書」(下記「10-1関係法令に関する書類(環境確保条例)」)に記載の時間を記入してください。➢ 「積替え保管施設の面積」は、「土地の全部事項証明書」又は「指定作業場設置届出書」に記載の敷地面積となります。なお、状況により変わる場合がありますので、判断できない場合は、本計画書の提出時に都の担当者に相談してください。行政書士の方が提出する場合、「担当者」欄に申請者(届出者)の担当者名等及び行政書士名等も記載してください。	
【都許可証の写し(他の産業廃棄物処理業の許可を含む。)]	
<ul style="list-style-type: none">➢ 申請又は届出に係る東京都の許可証の写しを添付してください。➢ 東京都において、他の許可(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業、処分業)を有している場合は、その許可証の写しも添付してください。	
【1 施設周辺の概要】	
1-1 施設の案内図	<ul style="list-style-type: none">➢ 幹線道路、駅、その他目印になるものを明記してください。
1-2 用途地域を示す図面	<ul style="list-style-type: none">➢ 施設周辺の用途地域が確認できる図面を添付してください。➢ 用途地域は各区市町村等のホームページ掲載の都市計画情報で確認できます。同ホームページから画像をカラーコピーして添付することもできます。 なお、必要に応じて凡例を添付してください。➢ 用途地域が、「10-1関係法令に関する書類(環境確保条例)」に記載されているものと異なる場合は、経緯・理由等が確認できる資料を添付してください。
1-3 施設の周辺図	<ul style="list-style-type: none">➢ 施設周辺の状況が確認できる図面(「1-1施設の案内図」より縮尺の大きいもの)を添付してください。➢ 「1-4施設周辺の写真」の撮影位置・方向等を明記してください。

1-4 施設周辺の写真

- 施設を含む敷地概観、敷地が面する道路状況、隣地境界等周辺状況が確認できる写真を「1-3施設の周辺図」の撮影位置ごとに添付してください。施設が未設置の場合は、設置予定場所の現況の写真を提出してください。施設整備後、改めて写真を提出してください。「3-3施設内写真(排水処理設備等を含む。)(変更後)」「4-4産業廃棄物の保管場所の写真(変更後)」の写真の提出についても同様です。

【2 変更の概要】 (新規申請の場合は不要)

- 更新申請又は届出等に当たり変更事項がある場合は、その内容を記載してください。変更がない場合は「変更事項なし。」と記載してください。

【3 施設の概要】 ※変更箇所がわかるようにマーカーを引く等明示してください。

3-1 施設内配置図(排水処理設備等を含む。)(変更前)

(変更がない場合、初めて積替え保管を行う場合は不要)

- 変更前の図面(これまで都に提出した最終版で、「3-2施設内配置図(排水処理設備等を含む。)(変更後)」と比較できるもの)を添付してください。

3-2 施設内配置図(排水処理設備等を含む。)(変更後)

- 施設の塀・壁、搬入出口、産業廃棄物の保管場所、選別場所、掲示板、排水処理設備、駐車スペース、台貫、散水設備、消臭設備等の位置を明記してください。
- 床面の材質、排水溝、オイルトラップ、汚水ます等の位置及び排水の放流先を記載してください。
- 各保管場所に下記「4-2保管する産業廃棄物の一覧表(変更後)」の左側の**保管番号**を記載してください。
- 下記「3-3施設内写真(排水処理設備等を含む。)(変更後)」の写真の撮影位置、方向等を記載してください。
- 積替え保管の過程で有価物の抜き取りを行う場合は、有価物の保管場所についても明示してください。

3-3 施設内写真(排水処理設備等を含む。)(変更後)

- 建屋概観、施設内概観、保管場所、選別場所、掲示板、排水処理設備、駐車スペース、散水設備、消臭設備等の写真を「3-2施設内配置図(排水処理設備等を含む。)(変更後)」の撮影位置ごとに添付してください。

【 4 保管場所の詳細】 ※変更箇所がわかるようにマーカーを引く等
明示してください。

- 4-1 保管する産業廃棄物の一覧表（変更前）
（変更がない場合、初めて積替え保管を行う場合は不要）
- 4-2 保管する産業廃棄物の一覧表（変更後）
- 保管場所ごとに保管番号を付け、積替え保管を行う産業廃棄物の種類、保管方法、保管量、屋内外の別、一日当たりの平均的な搬出量、搬入出者を記載してください。
 - 「3-2施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更後）」及び「4-3産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）」における、保管する産業廃棄物の種類ごとの保管番号は、本表と同じ**保管番号**としてください。
 - 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を積替え保管する場合は、産業廃棄物の種類の欄に明記してください。
 - 水銀使用製品産業廃棄物については、保管する具体的な製品名（廃蛍光灯、廃水銀電池等）も明記してください。
 - すべての産業廃棄物の種類について、搬入又は搬出のどちらか一方は、必ず自者のみで行ってください。
- 4-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）
- 保管場所ごとに、作成してください。
 - 直置きの場合は産業廃棄物の置き方の正面図、側面図、平面図を、容器使用の場合はその置き方が分かる図面を作成してください。
 - いずれの図面にも、高さ、奥行き、幅（容器使用の場合は**内寸法等**及び材質（必要な場合のみ）を含む。）、最大保管高さ、及び容量計算の根拠（計算式）を明記してください。
（保管容器のカタログ・仕様書等の添付でも可）
 - 下記「3-4産業廃棄物の保管場所の写真（変更後）」の写真の撮影位置、方向等を記載してください。
 - 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、の液状の産業廃棄物及び廃水銀等、感染性産業廃棄物等の特別管理産業廃棄物を保管する場合は、保管場所に**防液堤**を備える必要があります。防液堤の図面（高さ、奥行き、幅（いずれも内寸法）を明記）、容量計算の根拠（計算式）、材質を記載してください。
 - なお、防液堤内に設置する保管容器のうち1個が壊れて漏れた場合に防液堤内でためられることを計算し、安全性を説明してください。なお、容器の種類が複数ある際は、原則としてその中で最大容量の容器1個が漏れた場合の安全性を示してください。
- 4-4 産業廃棄物の保管場所の写真（変更後）
- 保管場所ごとに、正面、側面などの全体像、基準線、産業廃棄物の種類の表示が確認できる写真を「4-3産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）」の撮影位置ごとに添付してください。

【5 作業手順書】

- 保管場所ごとに、手選別、手解体及び有価物の抜き取りの有無、作業内容等について記載してください。
- 保管場所が屋外の場合、風雨対策を記載してください。
- 木くず、がれき類等粉じんが発生するおそれのある産業廃棄物を保管する場合、散水等の粉じん防止対策を記載してください。

【6 施設清掃に関する説明】

- 清掃を行う対象（保管場所、選別場所、保管容器、排水処理設備、車両など）ごとに、清掃頻度と方法を記載してください。

【7 生活環境の保全上の措置等】

- 生活環境に影響を及ぼす可能性がある項目（粉じん、悪臭、振動、騒音、有害物質、地下浸透など）ごとに、発生が想定される場所、防止対策を記載してください。
- 発生が想定される場所を示した図面、防止対策を補完する写真、浄化槽・オйлトラップ等のカタログなどを必要に応じて添付してください。
- 屋外保管の場合は、シート掛けをする等の汚水発生防止策を記載してください。

【8 積替え保管作業に使用する重機】

8-1 重機一覧表

- 重機の種類及び台数を記載してください。

8-2 重機の写真

- 重機にナンバープレートがついている場合は、ナンバープレートが確認できるように写真を撮影してください。

8-3 重機の使用権原

- 重機の使用権原が確認できる書類（購入した際の伝票（写し）や法令点検記録（写し）など）を添付してください。

【9 使用権原を証明する書類等】

- 公図（対象の土地をマーカー等で囲んだもの）※¹
- 土地・建物の全部事項証明書※¹
- 土地・建物の賃貸借契約書の写し※²（申請者が土地・建物の所有者でない場合のみ必要）を添付してください。

※¹ 交付日から6か月以内で最新のものを。

※² 所有者が「産業廃棄物の積替え保管施設」として土地・建物の使用を認めていることを同契約書で確認することができない場合は、その他確認できる書類（承諾書、同意書の写し等）を添付してください。

施設設置場所の用途地域等によっては、使用権原を取得していても施設の設置ができないことがあります。あらかじめ建築基準法の所管部署（P.10参照）に御相談ください。

【10 他法令への対応】

10-1 関係法令に関する書類（環境確保条例）

- 施設の設置又は変更（軽微な変更を含む。）に当たっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）」に基づき、施設設置場所を管轄する区、市又は都の担当部署へ「工場設置認可申請」又は「指定作業場設置届出」に係る手続きが必要な場合があります。手続きの必要の有無を必ず確認してください。
- 環境確保条例の手続きを行った場合は、担当部署の受付印等が押印された申請書等の表紙、「その1」及び「その2」の写しを添付してください。
- 「工場設置認可申請」をした場合は、上記の申請書等の写しに加え、認可書・認定書の写しを添付してください。
- 申請等が不要である旨を確認した場合は、その内容が分かる議事録*などを添付してください。

※確認日時、部署、担当者及び内容等が記載されたもの。

10-2 関係法令に関する書類（その他）

- 施設の設置、営業及び変更に当たっては、他法令の許認可、届出等が必要な場合があります（【別表 関係法令一覧】P.10参照）。必要に応じて所管部署に確認してください。
- 他法令に関する申請等を行った場合は、担当部署の受付印等が押印された申請書等の写しを添付してください。
- 担当部署の事務手続き上直ちに申請等を行うことができない場合、又は申請等が不要である旨を確認した場合は、その内容が分かる議事録*などを添付してください。

※確認日時、部署、担当者及び内容等が記載されたもの。

【11 住民説明の状況】

11-1 説明対象者を示す図面

- 「1-3施設の周辺図」等を使用し、説明した住民、事業者等を図面上に示してください。
- 説明対象者は、敷地が接している方、道路を挟んだ向かい側とその両隣の方等です。（ただし、片側車線が2車線以上の道路を挟んだ向かい側は、説明対象から除くことができます。）
- 駐車場や公園等は、説明対象に含める必要はありませんが、それが分かるよう図示してください。

11-2 説明資料

- 「11-1説明対象者を示す図面」の説明対象者に対する説明資料を添付してください。

【説明資料に記載する内容の例】

- ・施設で取り扱う産業廃棄物の種類
- ・施設における具体的な作業内容

- ・変更事項がある場合はその変更内容
- ・廃棄物の飛散及び流出、悪臭、地下浸透、騒音及び振動など、生活環境への影響に対する防止対策、生活環境への影響が発生した場合の対処方法（施設で行う作業だけでなく、車両の搬入出により発生するものも含む。）
- ・その他、施設近隣の生活環境保全に必要な事項

11-3 説明経過書

- 説明対象者に対する説明日、説明結果などを記載してください。
- 説明を行った住民、事業者等からの同意書等(写し)を添付してください(同意等を頂けた場合のみ)。

【別表 関係法令一覧】

関係法令	写しの添付が必要な書類	所管部署
建築基準法（建築確認） ※用途地域等によっては、積替え保管施設が設置できないことがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請書（添付書類を含む。） ・確認済証 ・検査済証 	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京都都市整備局 ② 区市等
消防法（危険物施設等の許可、届出）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書（添付書類を含む。） ・許可証 ・完成検査済証 ・届出書（添付書類を含む。） 	消防署
火災予防条例（少量危険物、指定可燃物の届出）	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書（添付書類を含む。） 	
労働安全衛生法、クレーン等安全規則（クレーンの設置）	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン設置報告書 ・自主検査記録 ・点検記録 ・補修の記録 	労働基準監督署
その他、積替え保管施設の設置等における関係法令	手続きを行った際の申請書、許可証等	

2 よくある質問

Q 1. 積替え保管施設の設置に関する法律上の規定を教えてください。

A 1. 積替え保管に関する基準は、産業廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条に、特別管理産業廃棄物については同施行令第6条の5に規定されています。同施行令第6条に規定されている基準の一部は、以下のとおりです。

- ① 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え（次の基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならない。
 - ・あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - ・搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - ・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ② 周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に積替えのための保管場所である旨その他必要事項を表示した掲示板が設けられていること。
- ③ 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ④ 積替え保管の場所については、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑤ 保管する産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量の7倍を超えないこと。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

Q 2. 産業廃棄物の保管量の考え方、容量の計算方法を教えてください。

A 2. 容器を使用して保管する場合、保管量は原則として容器の容量となります。

容器を使用せずに囲いに接する場所で保管する場合又は囲いに接しない状態で保管する場合は、勾配が50%（角度にして約26.5°）以下となるように積み上げてください（図1参照）。

なお、容器使用の有無にかかわらず、保管場所の最大保管量は、一日当たりの平均的な搬出量の7倍以下です。

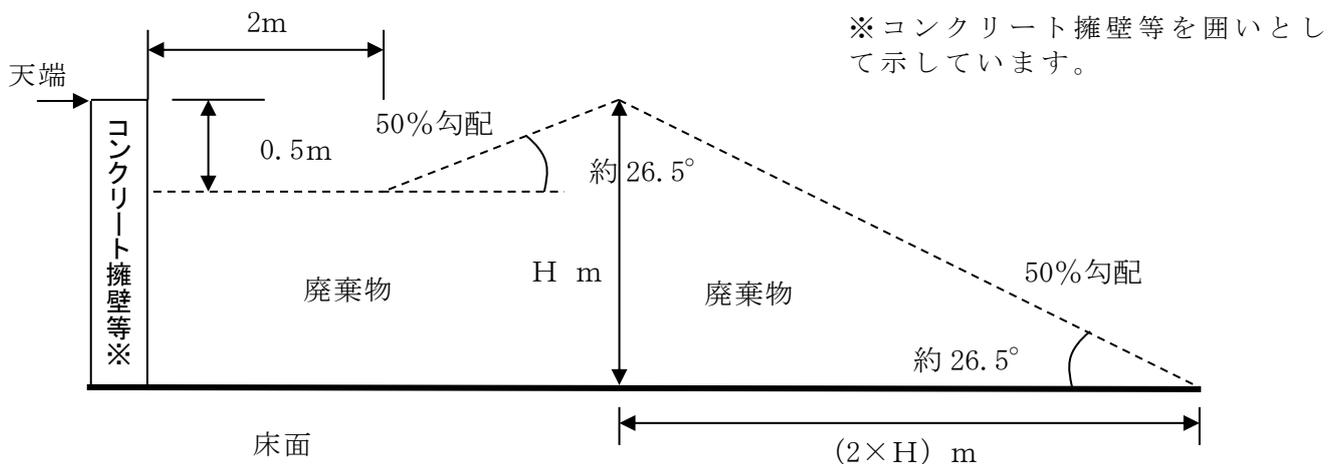


図1 最大保管高さの判定例

(補足)

- ・ 図中の点線は保管上限を表しています。距離に対して高さは1/2以下となるようにしてください。
- ・ 囲いから**2m**の範囲は、同囲いの天端から**0.5m**の高さまでしか積み上げることはできません。
- ・ 囲いは構造耐力上安全であることが必要です。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条参照

Q 3. 保管場所に関する基準を教えてください。

A 3. 保管場所には、保管を行う産業廃棄物の種類を示す表示を掲げてください。

また、保管場所の床面、壁面には黄色や白色などの鮮明な色で最大保管量を示す基準線（約10cm幅）を引いてください（図2参照）。基準線の下端が最大保管高さとなるため、産業廃棄物は基準線を隠さないように保管してください（図3参照）。

なお、廃棄物の保管場所を選別場所を使用することはできません。保管前後に廃棄物を選別する場合は、保管場所とは別に選別場所を設置してください。

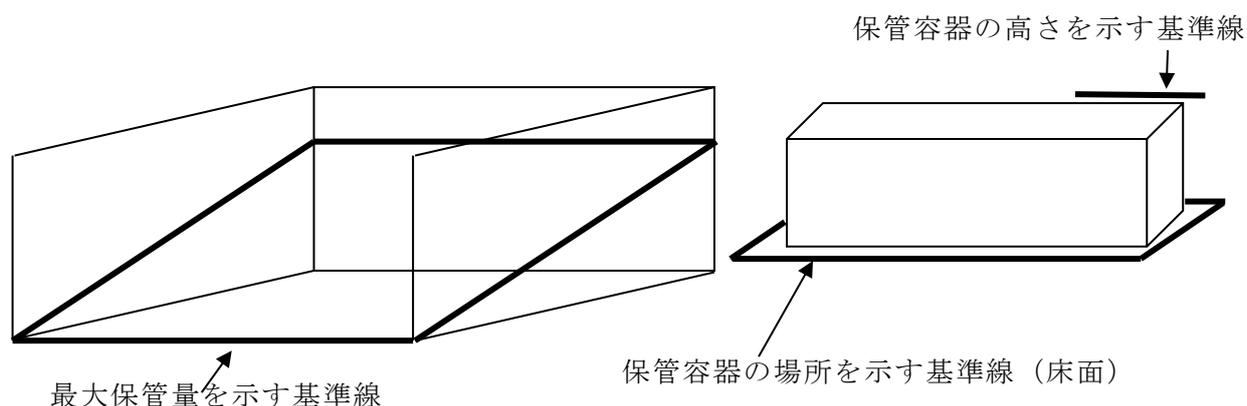


図2 基準線の例

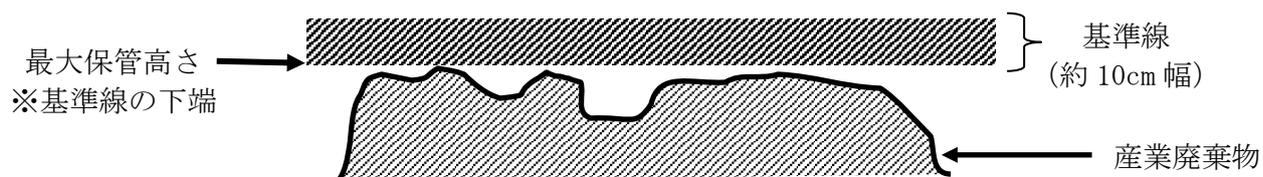


図3 基準線の書き方

Q 4. 掲示板の大きさ及び記載事項等を教えてください。

A 4. 掲示板の大きさ及び記載事項等は、下記のとおりです。なお、掲示板は、外部から見える場所に設置する必要があります。

- ① 掲示板の大きさ……………縦1m以上×横2m以上
(都の行政指導の基準)
- ② 材 質……………紙以外で耐候性のあるもの
- ③ 文 字……………ペンキ等、耐候性のあるもの

産業廃棄物 積替え保管施設		
許可 取得 業者 名	処理業者名・代表者名	
	本社所在地・電話番号	
	施設の設置場所	
	施設責任者氏名	
保管する産業廃棄物の種類および保管量※		
最大保管高さ		
許可番号		
許可期限		年 月 日～ 年 月 日
許可条件		

図4 掲示板の記載例

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を積替え保管する場合、「保管する産業廃棄物の種類および保管量」の欄に他の産業廃棄物と同様に明記してください。

3 事前計画書様式

年 月 日

積替え保管施設 事前計画書

(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物)

東京都知事 殿

[申請者又は届出者]

郵便番号

住 所

名 称

代表者氏名

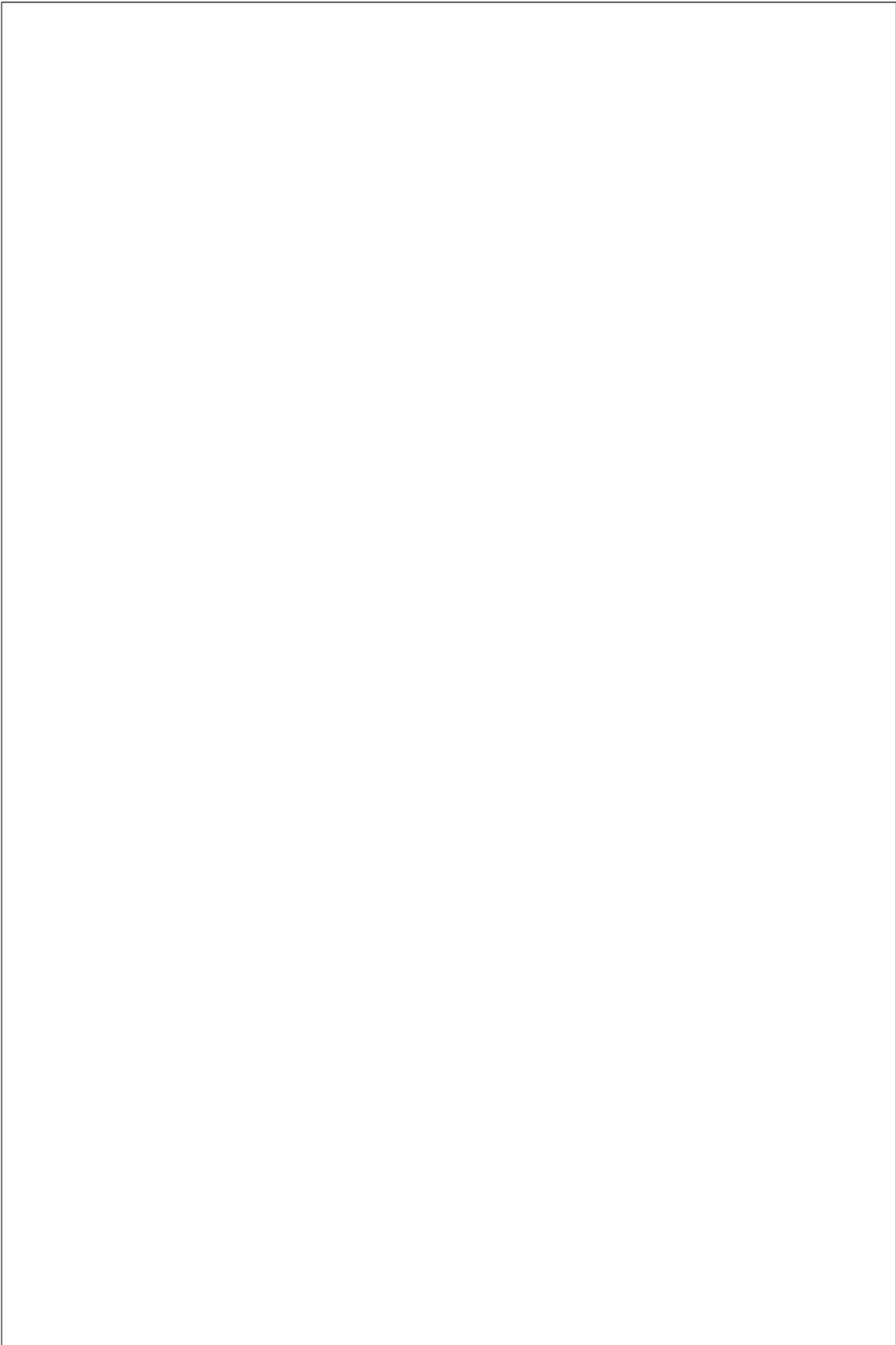
電話番号

FAX番号

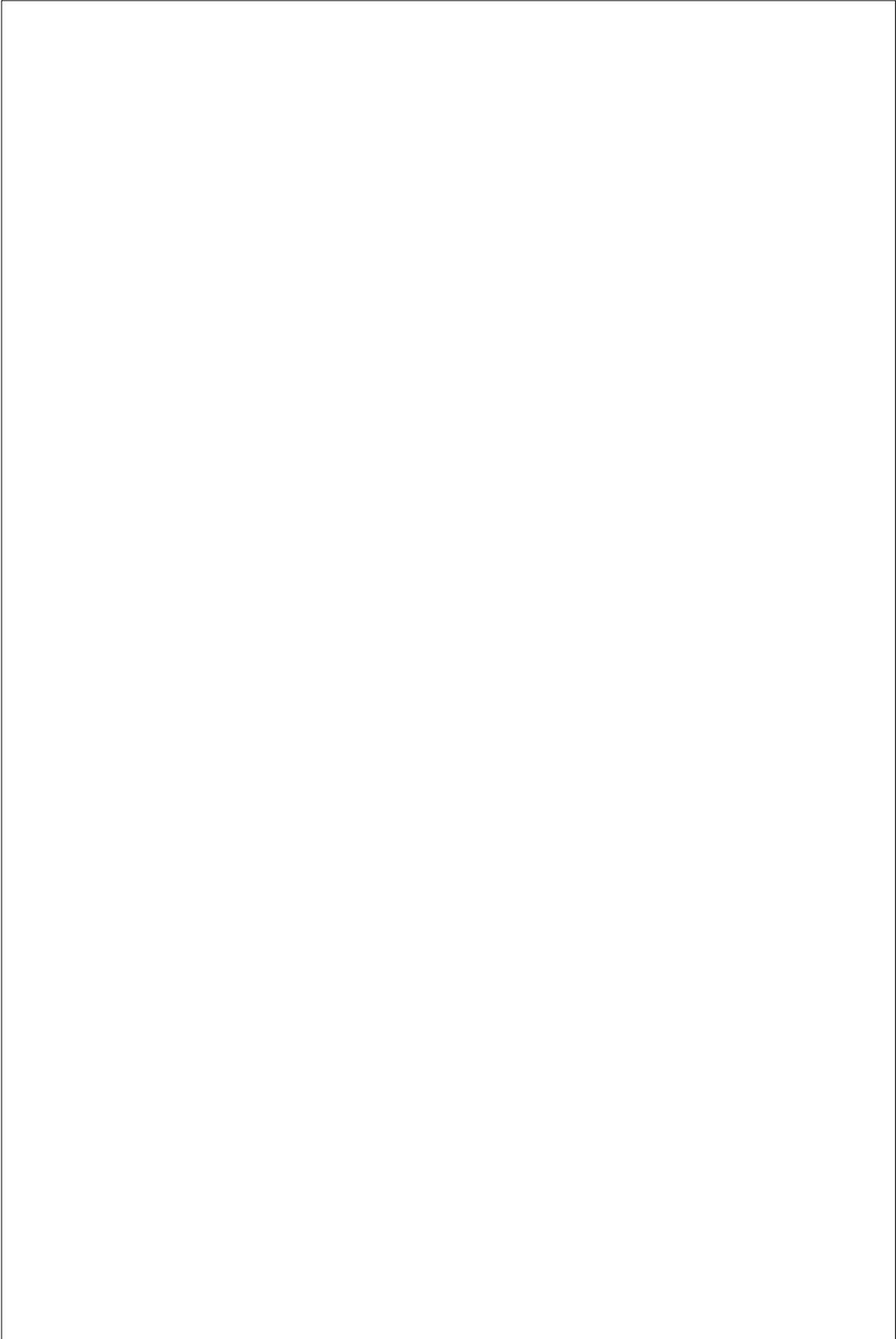
申請又は届出の区分	産業廃棄物 ・ 特別管理産業廃棄物		
	新規許可 ・ 変更許可 ・ 更新許可 ・ 変更届		
積替え保管施設の所在地			
用 途 地 域	工業専用地域・工業地域・準工業地域・商業地域・その他 ()		
作 業 時 間			
積替え保管施設に関する変更事項	有 ・ 無		
積替え保管施設の面積			
許可の有効年月日	年 月 日		
東京都における他の許可の有無	無・有 ()		
右記産業廃棄物の取扱いの有無	収集運搬	石綿含有産業廃棄物	有 ・ 無
		水銀使用製品産業廃棄物	有 ・ 無
		水銀含有ばいじん等	有 ・ 無
	積替え保管	石綿含有産業廃棄物	有 ・ 無
		水銀使用製品産業廃棄物	有 ・ 無
		水銀含有ばいじん等	有 ・ 無
担当者及び連絡先			

1 施設周辺の概要

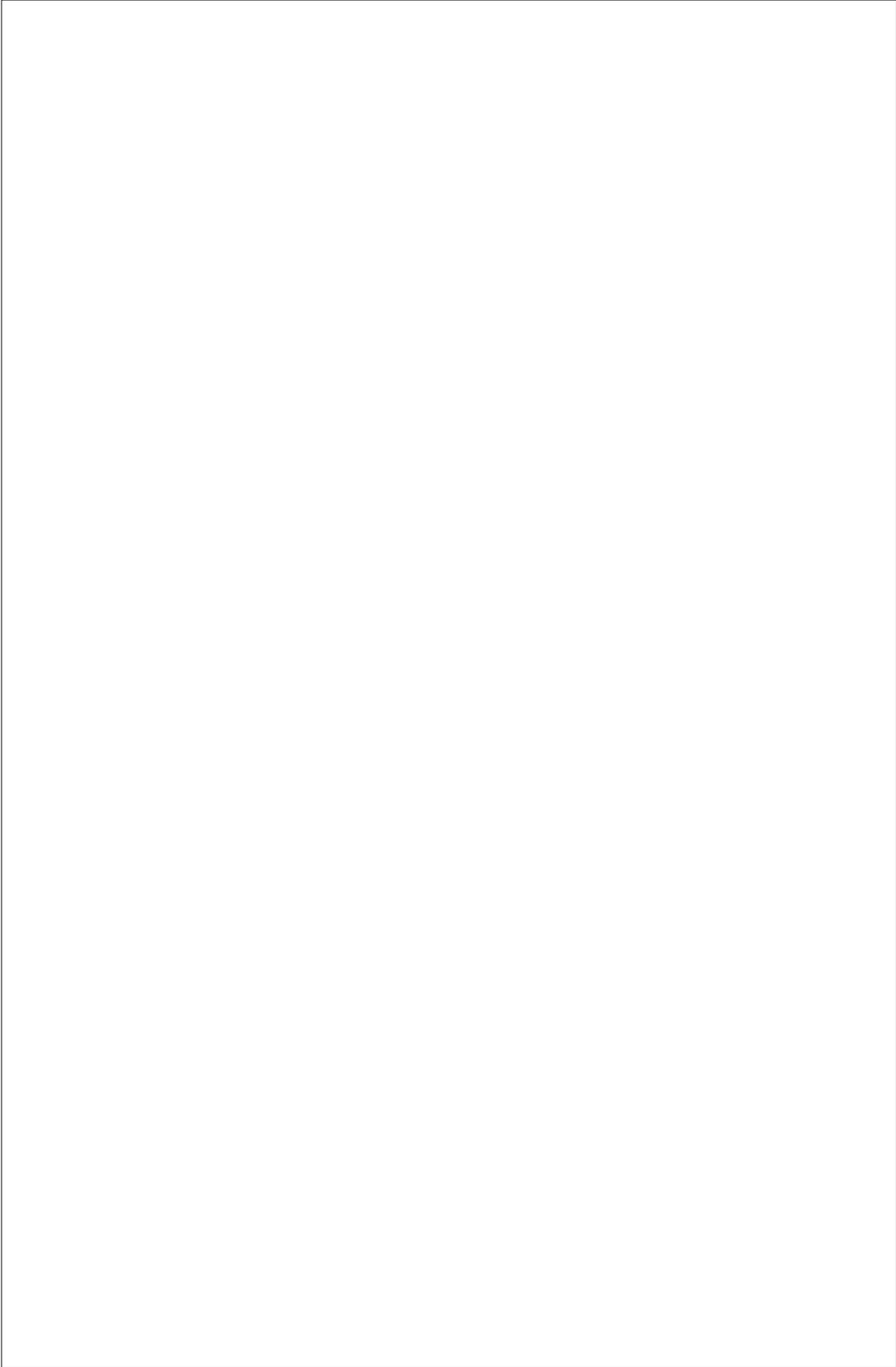
1-1 施設の案内図



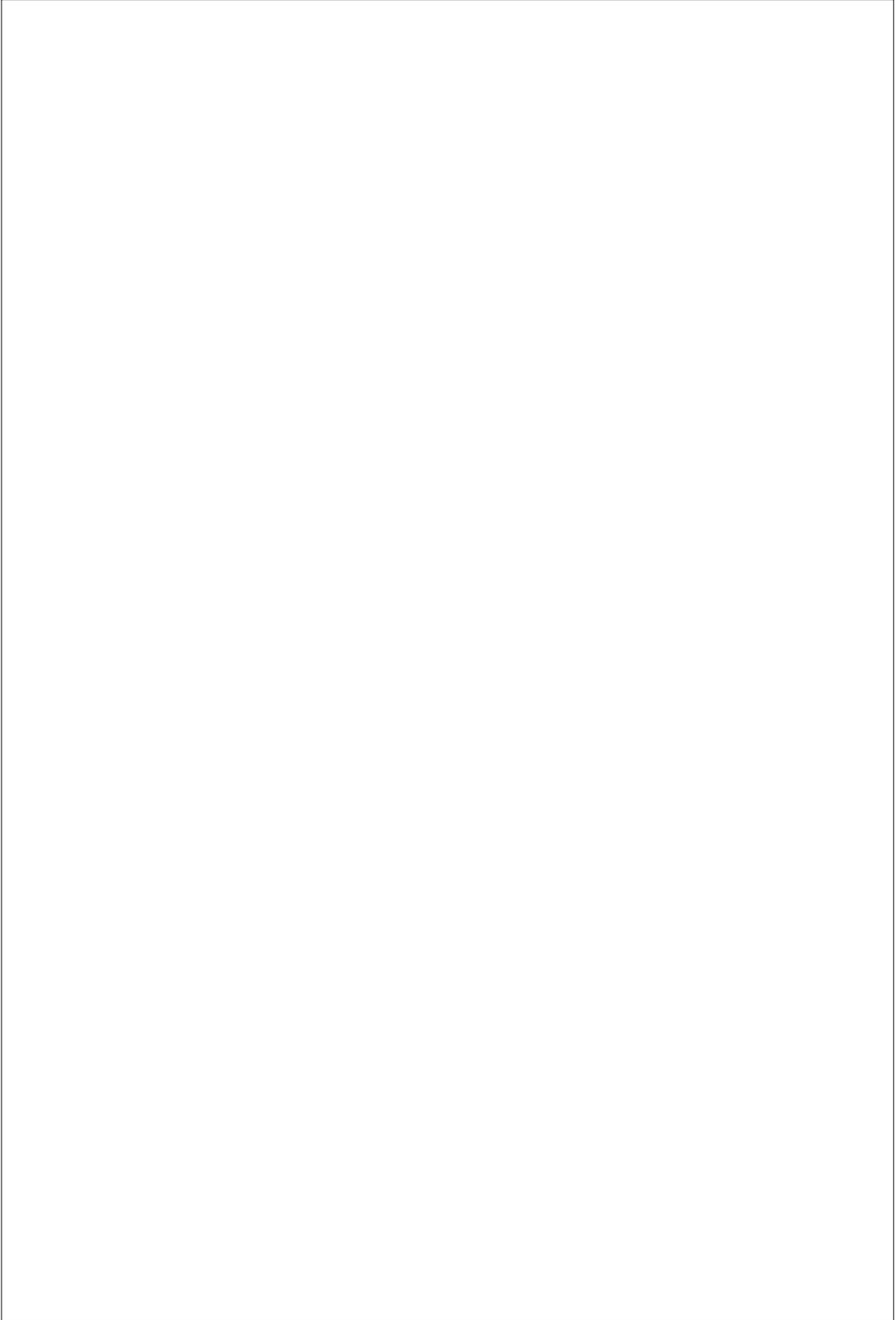
1-2 用途地域を示す図面



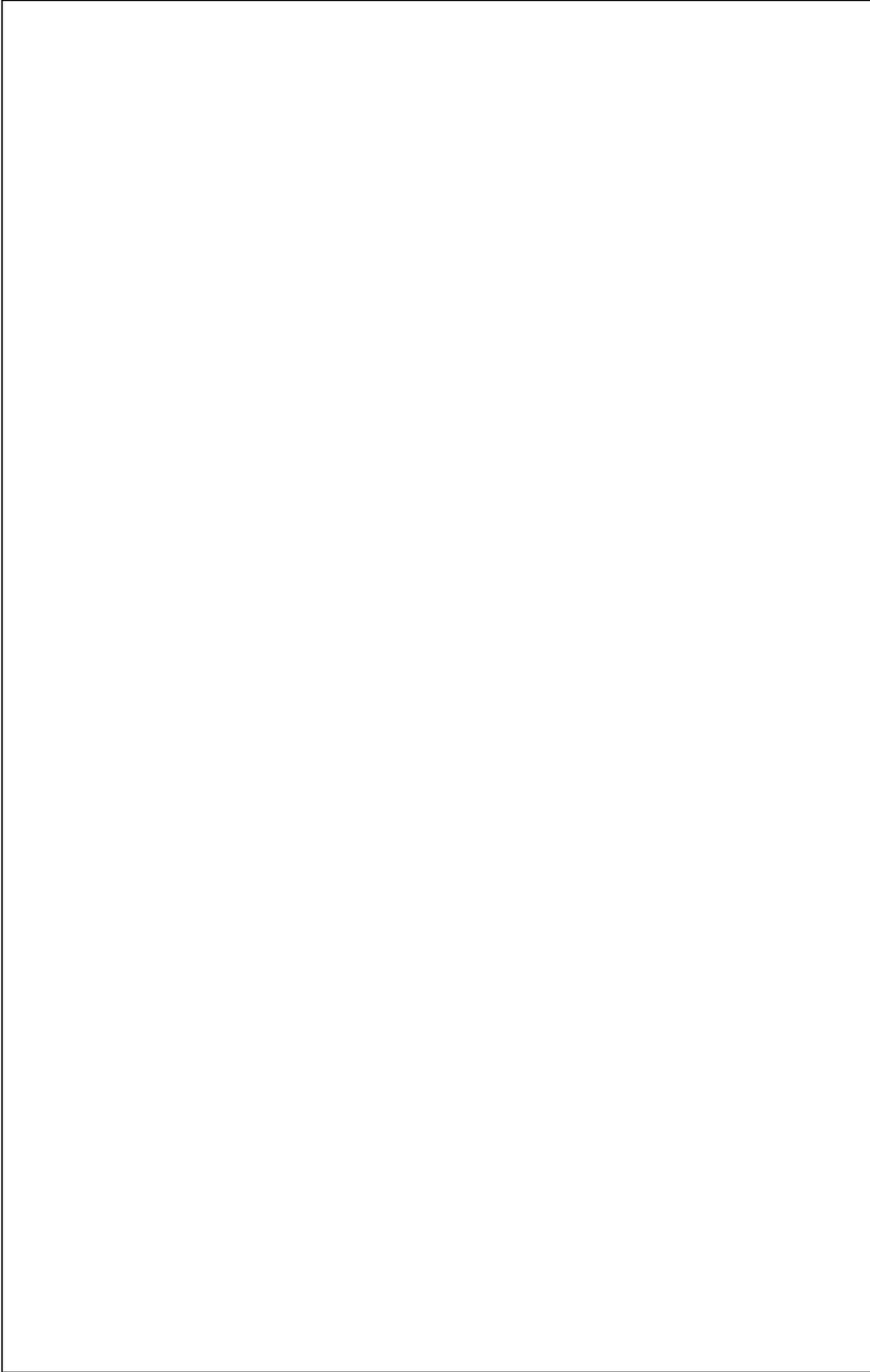
1-3 施設の周辺図



1-4 施設周辺の写真

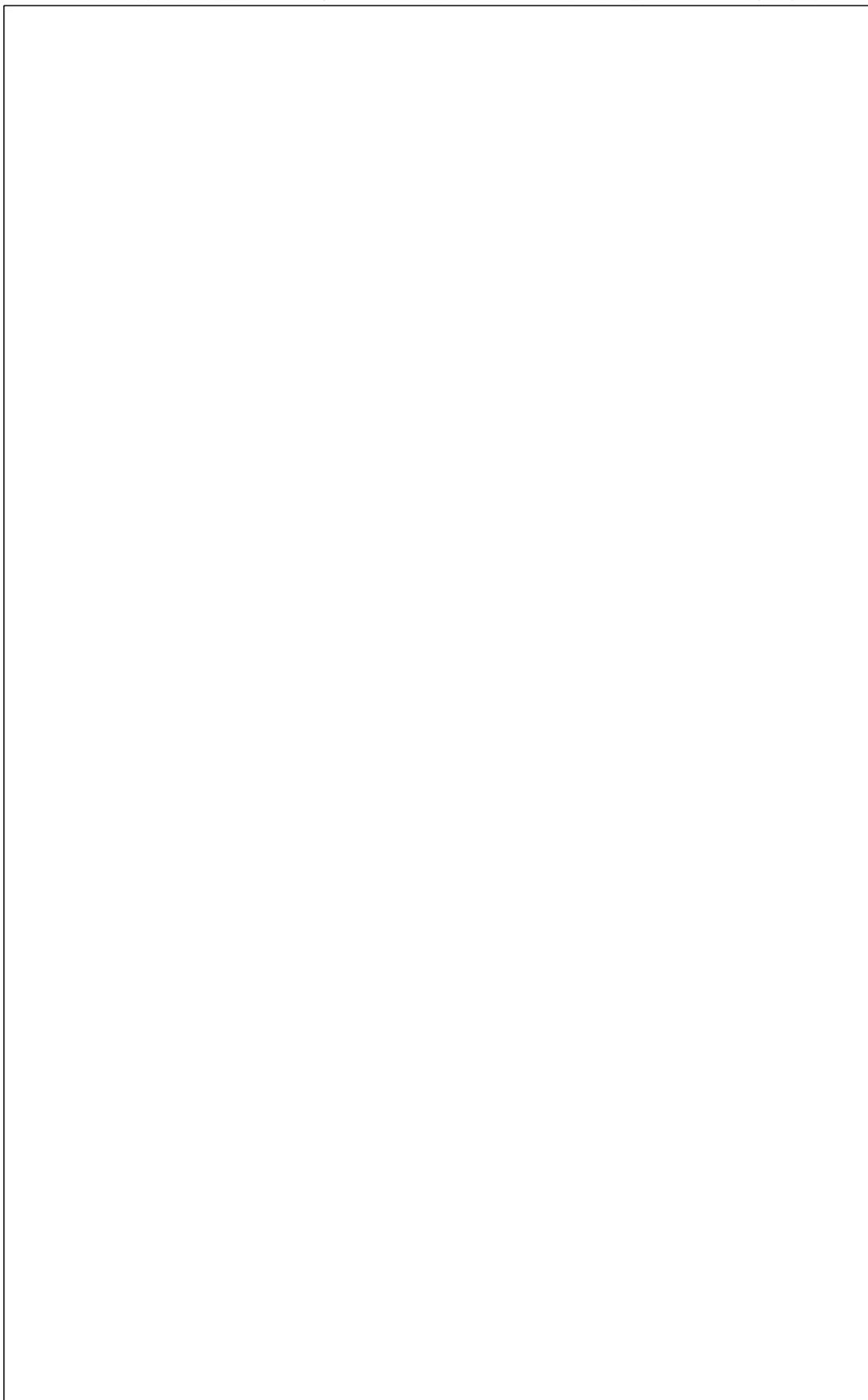


2 変更の概要



3 施設の概要

3-1 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更前）



3-2 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更後）



4 保管場所の詳細

4-1 保管する産業廃棄物の一覧表（変更前）

保管 番号	産業廃棄物 の 種 類	保管方法※1	保管量※2	屋内外	搬入者 ※3	搬出者 ※3
①			m ³	内・外	自・他	自・他
②			m ³	内・外	自・他	自・他
③			m ³	内・外	自・他	自・他
④			m ³	内・外	自・他	自・他
⑤			m ³	内・外	自・他	自・他
⑥			m ³	内・外	自・他	自・他
⑦			m ³	内・外	自・他	自・他
⑧			m ³	内・外	自・他	自・他
合 計			m ³			

※1 容器使用の場合は、保管方法の欄に容器の種類及び個数を記載してください。

※2 保管量の有効数字は原則3桁となりますが、産業廃棄物の種類及び保管量により変わる場合があります。

※3 産業廃棄物の種類について、自者で搬入又は搬出する場合は「自」を、他者で搬入又は搬出する場合は「他」を○で囲んでください。搬入、搬出はどちらか一方は必ず自者のみで行ってください。

4-2 保管する産業廃棄物の一覧表（変更後）

保管 番号	産業廃棄物 の 種 類	保管方法 ※1	保管量 (a)※2	屋 内 外	一日当たり の平均的な 搬出量(b)	保管上限 (c)※2※3 (c=b×7) (a≤c)	搬 入 者 ※4	搬 出 者 ※4
①			m ³	内 ・ 外	m ³	m ³	自 ・ 他	自 ・ 他
②			m ³	内 ・ 外	m ³	m ³	自 ・ 他	自 ・ 他
③			m ³	内 ・ 外	m ³	m ³	自 ・ 他	自 ・ 他
④			m ³	内 ・ 外	m ³	m ³	自 ・ 他	自 ・ 他
⑤			m ³	内 ・ 外	m ³	m ³	自 ・ 他	自 ・ 他
⑥			m ³	内 ・ 外	m ³	m ³	自 ・ 他	自 ・ 他
⑦			m ³	内 ・ 外	m ³	m ³	自 ・ 他	自 ・ 他
⑧			m ³	内 ・ 外	m ³	m ³	自 ・ 他	自 ・ 他
合 計			m ³					

※1 容器使用の場合は、保管方法の欄に容器の種類及び個数を記載してください。

※2 保管量の有効数字は原則3桁（切り捨て）となりますが、産業廃棄物の種類及び保管量により変わる場合があります。

※3 保管量は、一日当たりの平均的な搬出量の7倍以下にしなければなりません。（廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号ホ）単位はm³で記載してください。

※4 産業廃棄物の種類について、自者で搬入又は搬出する場合は「自」を、他者で搬入又は搬出する場合は「他」を○で囲んでください。搬入、搬出はどちらか一方は必ず自者のみで行ってください。

4-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）

保管 番号		産業廃棄物 の 種 類		保管 方法	
<u>注：内寸法等で記載してください。</u>					
【計画容量計算】					

5 作業手順書

保管 番号		産業廃棄物 の種類			
手選別	有・無	手解体	有・無	有価物の 抜き取り	有・無
作業					

保管 番号		産業廃棄物 の種類			
手選別	有・無	手解体	有・無	有価物の 抜き取り	有・無
作業					

6 施設清掃に関する説明

対象物	清掃頻度	清掃方法
保管場所		
保管容器		
選別場所		
排水溝 汚水枳		
オイルトラップ		
車両		
その他		

7 生活環境の保全上の措置等

項 目	発生が想定される場所	防止対策
粉じん		
悪 臭		
振 動		
騒 音		
有害物質		
地下浸透		
害 虫		
その他		

8 積替え保管作業に使用する重機

8-1 重機一覧表

	重機の種類	台数
1		
2		
3		
4		
5		

1 1 住民の説明状況

11-1 説明対象者を示す図面



11-3 説明経過書

	説明対象者	説明日	説明方法	説明結果	特記事項

※ 説明対象者から同意書等を頂けた場合は、その写しを添付してください。

4 事前計画書様式記載例

令和〇年4月1日

積替え保管施設 事前計画書

(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物)

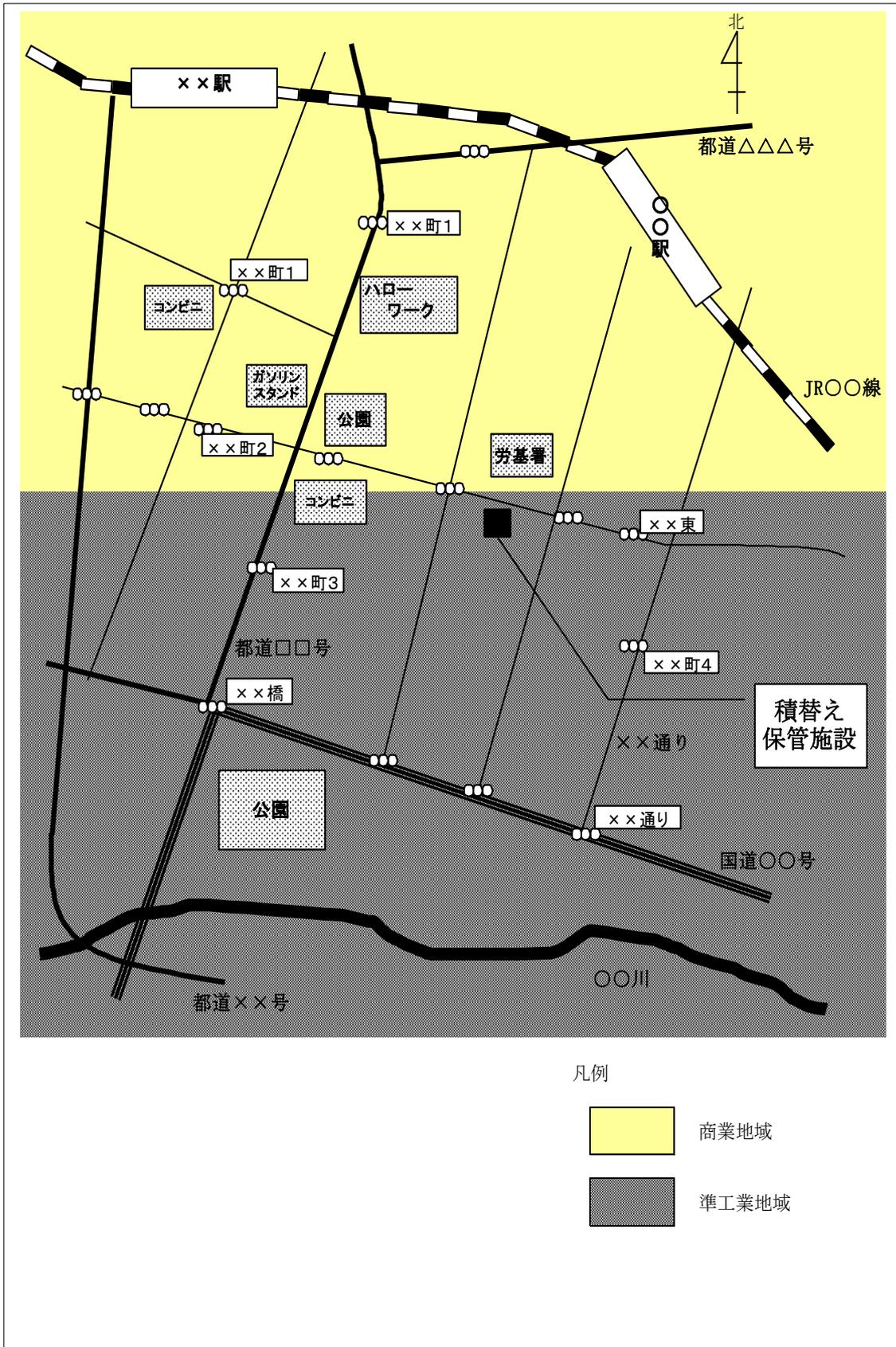
東京都知事 殿

[申請者又は届出者]

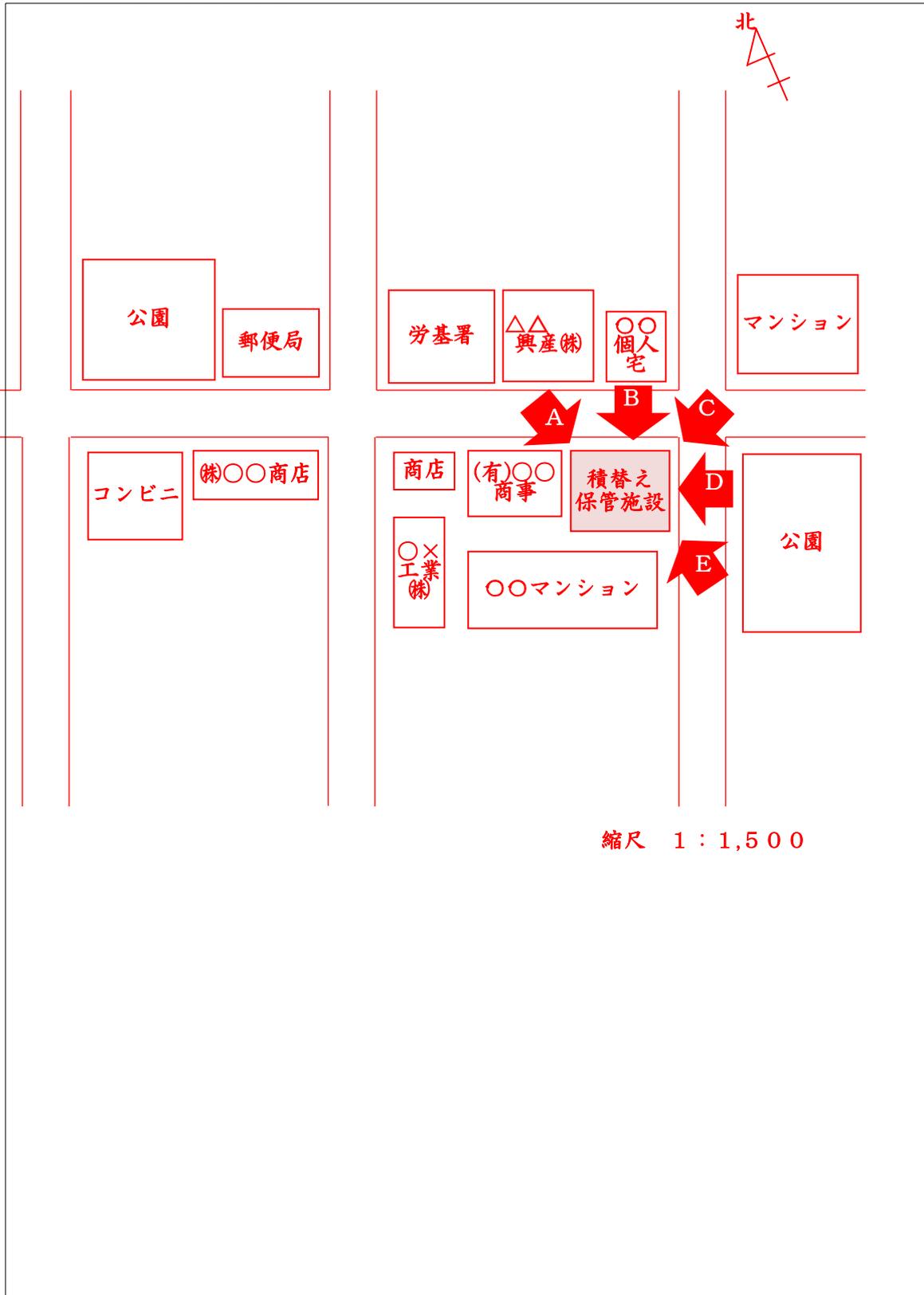
郵便番号 *****-******
住 所 **東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号**
名 称 **東京〇〇株式会社**
代表者氏名 **代表取締役 東京太郎**
電話番号 **03-1234-******
FAX番号 **03-1234-******

申請又は届出の区分	産業廃棄物 ・ 特別管理産業廃棄物		
	新規許可 ・ 変更許可 ・ 更新許可 ・ 変更届		
積替え保管施設の所在地	東京都江東区東雲〇丁目〇番〇号		
用 途 地 域	工業専用地域・工業地域・ 準工業地域 ・商業地域・その他 ()		
作 業 時 間	8時から17時まで 「指定作業場設置届出書等」に記載の時間を記入してください。		
積替え保管施設に関する変更事項	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
積替え保管施設の面積	250 m² 「土地の全部事項証明書」又は「指定作業場設置届出書等」に記載の面積を記入してください。		
許可の有効年月日	令和〇年〇月〇日		
東京都における他の許可の有無	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (産業廃棄物処分量)		
右記産業廃棄物の取扱いの有無	収集運搬	石綿含有産業廃棄物	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		水銀使用製品産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
		水銀含有ばいじん等	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	積替え保管	石綿含有産業廃棄物	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		水銀使用製品産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
		水銀含有ばいじん等	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
担当者及び連絡先	総務部総務課 東京二郎 電話：03-1234-****		
	行政書士 行政太郎 電話：03-2345-****		

1-2 用途地域を示す図面

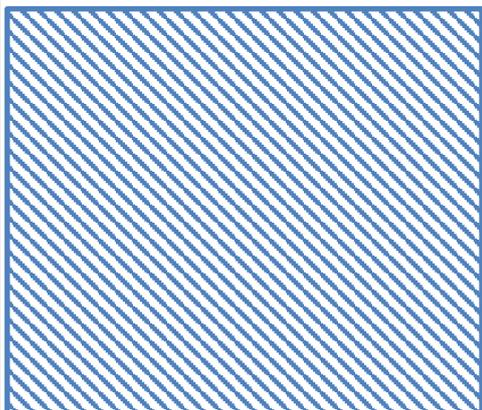


1-3 施設の周辺図

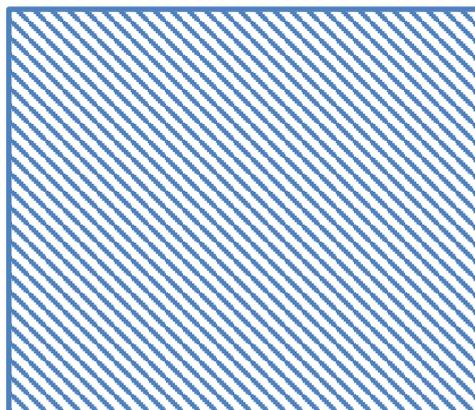


1-4 施設周辺の写真

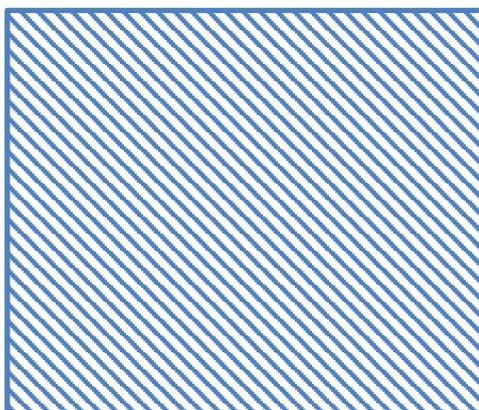
写真A



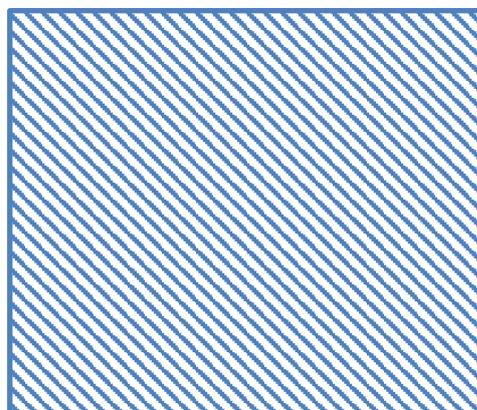
写真



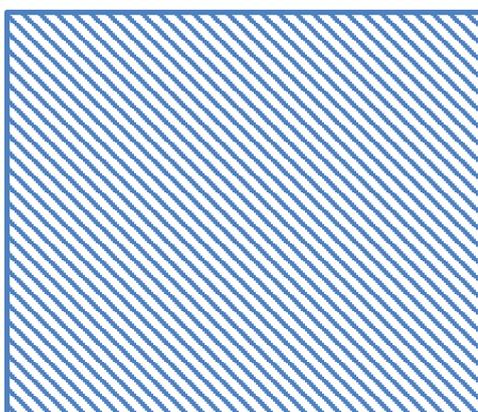
写真



写真D



写真



2 変更の概要

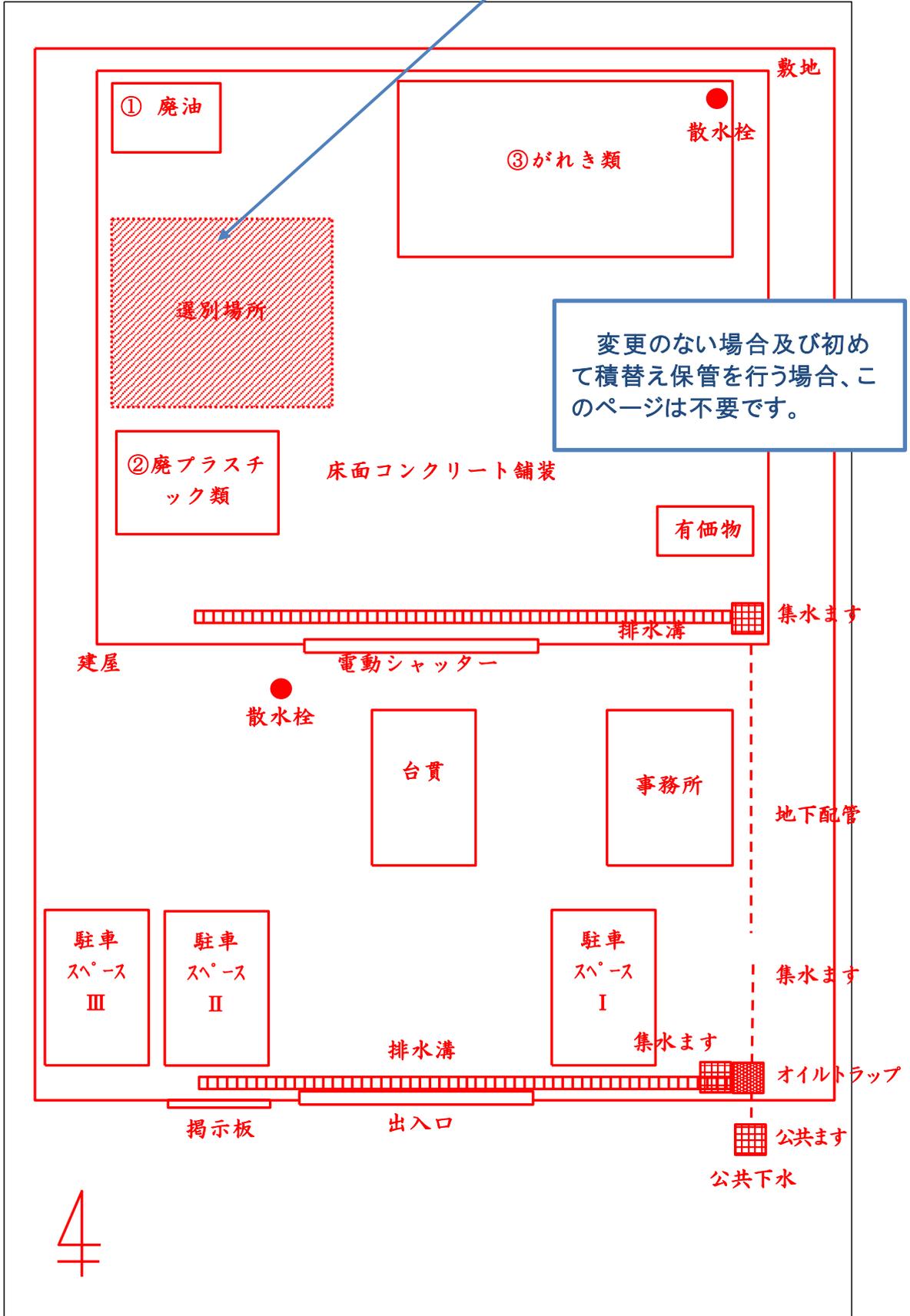
- (1)廃プラスチック類の保管量の増加(6 m³→12 m³)
- (2)廃蛍光ランプの保管場所の新設
- (3)選別場所の変更

変更のない場合は、「変更
事項なし」と記載してください。

3 施設の概要

3-1 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更前）

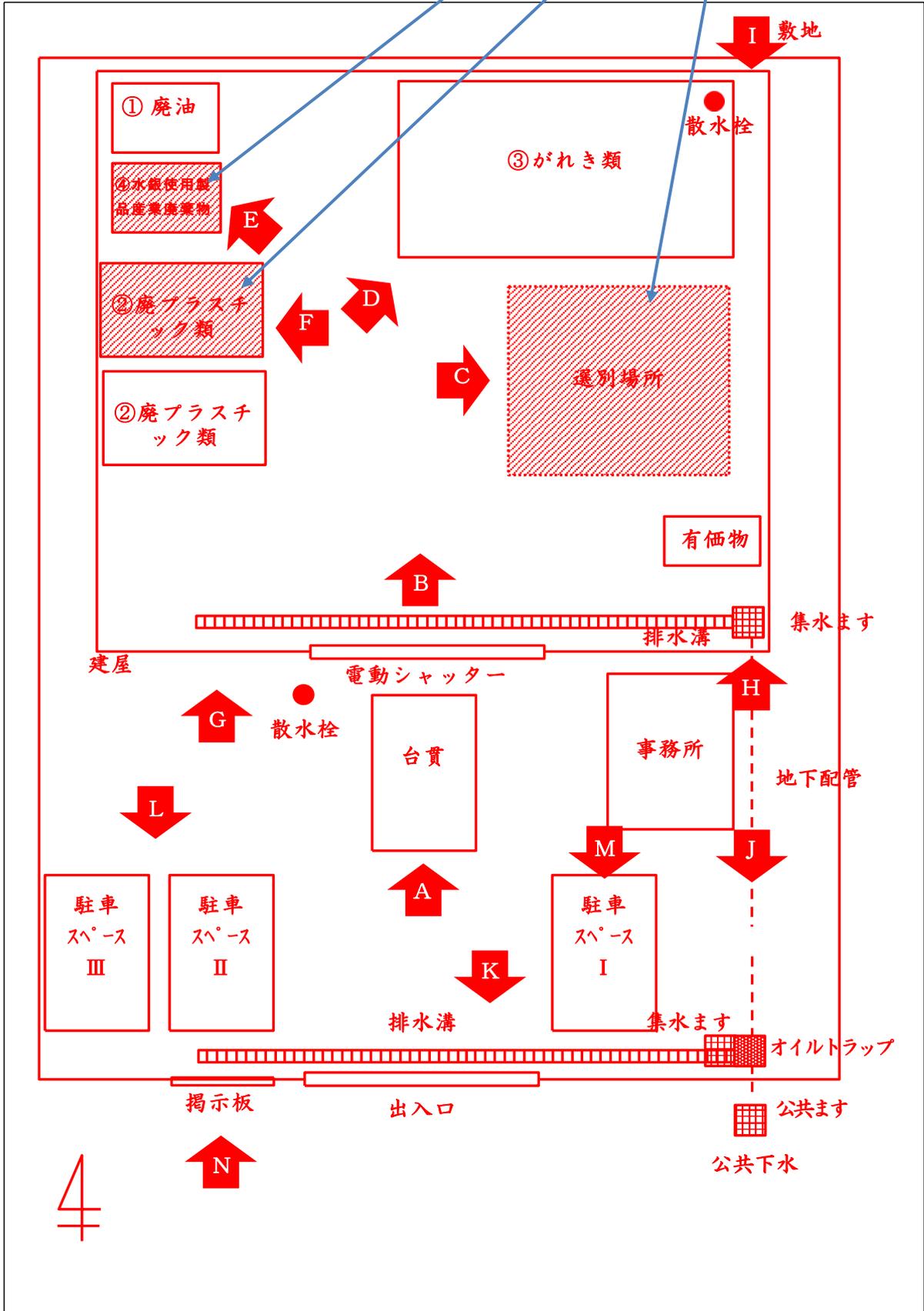
変更箇所がわかるようにマーカ
ーを引く等明示してください。



4

変更箇所がわかるようにマーカーを引く等明示してください。

3-2 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更後）



4 保管場所の詳細

4-1 保管する産業廃棄物の一覧表（変更前）

「3-1施設内配置図(変更前)」に記載した番号と一致するように記入してください。

保管番号	産業廃棄物の種類	保管方法※1	保管量※2	屋内外	搬入者※3	搬出者※3
①	廃油	0.2 m ³ ドラム缶 2個	0.400 m ³	○内・外	○自・他	○自・他
②	廃プラスチック類	6 m ³ コンテナ 1個	6.00 m ³	○内・外	○自・他	○自・他
③	がれき類	直置き	24.1 m ³	○内・外	○自・他	○自・他
④			m ³	内・外	自・他	自・他
⑤				内・外	自・他	自・他
⑥				内・外	自・他	自・他
			m ³	内・外	自・他	自・他
			m ³	内・外	自・他	自・他
合 計			30.5 m ³			

変更箇所にマーカーを引く等してください。

屋内保管の場合は「内」を、屋外保管の場合は「外」を「○」で囲んでください。

変更のない場合及び初めて積替え保管を行う場合、このページは不要です。

- ※1 容器使用の場合は、保管方法の欄に容器の種類及び個数を記載してください。
- ※2 保管量の有効数字は原則3桁となりますが、産業廃棄物の種類及び保管量により変わる場合があります。
- ※3 産業廃棄物の種類について、自者で搬入又は搬出する場合は「自」を、他者で搬入又は搬出する場合は「他」を○で囲んでください。搬入、搬出はどちらか一方は必ず自者のみで行ってください。

「3-2施設内配置図(変更後)」に記載した番号と一致するよう記入してください。

4-2 保管する産業廃棄物の一覧表 (変更後)

保管番号	産業廃棄物の種類	保管方法 ※1	保管量 (a)※2	屋内 外	一日当たりの平均的な搬出量(b)	保管上限 (c)※2※3 (c=b×7) (a≤c)	搬入者 ※4	搬出者 ※4
①	廃油	0.2 m ³ ドラム缶 2個	0.400 m ³	内 外	0.200 m ³	1.40 m ³	自 他	自 他
②	廃プラスチック類	6 m ³ コンテナ 2個	12.0 m ³	内 外	3.00 m ³	21.0 m ³	自 他	自 他
③	がれき類	直置き	24.1 m ³	内 外	4.00 m ³	28.0 m ³	自 他	自 他
④	水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)	ドラム缶 1個	0.339 m ³	内 外	0.10 m ³	0.70 m ³	自 他	自 他
			m ³	内 外	m ³	m ³	自 他	自 他
⑥				内	m ³	m ³	自 他	自 他
⑦				外	m ³	m ³	自 他	自 他
⑧			m ³	内 外	m ³	m ³	自 他	自 他
合 計			36.8 m ³					

変更箇所にマーカーを引く等してください。

屋内保管の場合は「内」を、屋外保管の場合は「外」を「○」で囲んでください。

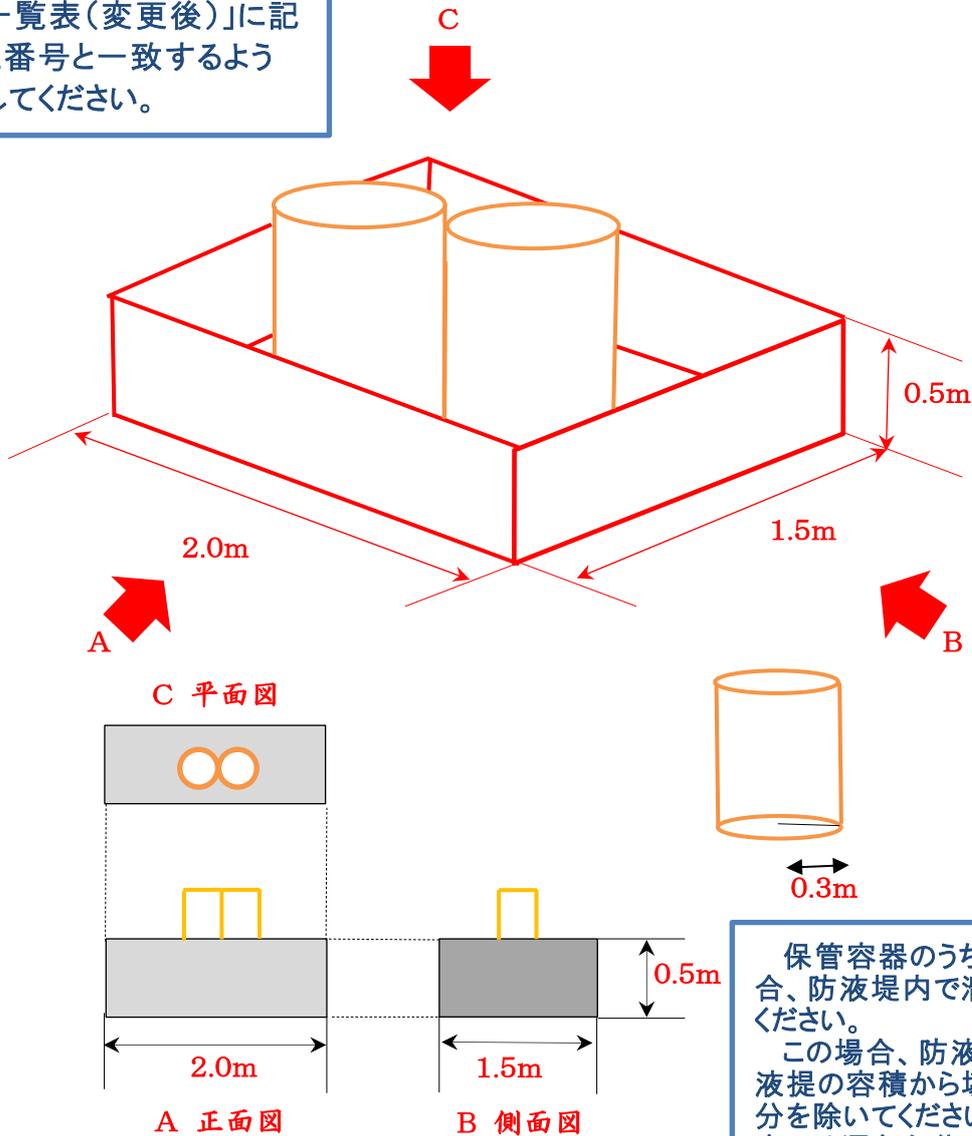
- ※1 容器使用の場合は、保管方法の欄に容器の種類及び個数を記載してください。
- ※2 保管量の有効数字は原則3桁(切り捨て)となりますが、産業廃棄物の種類及び保管量により変わる場合があります。
- ※3 保管量は、一日当たりの平均的な搬出量の7倍以下にしなければなりません。(廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号ホ) 単位はm³で記載してください。
- ※4 産業廃棄物の種類について、自者で搬入又は搬出する場合は「自」に、他者で搬入又は搬出する場合は「他」に○を付けてください。搬入、搬出はどちらか一方は必ず自者のみで行ってください。

4-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）

保管 番号	①	産業廃棄物 の種類	廃油	保管 方法	ドラム缶
----------	---	--------------	----	----------	------

「4-2保管する産業廃棄物の一覧表（変更後）」に記載した番号と一致するように記入してください。

注：内寸法等で記載してください。



保管容器のうち1個が壊れて漏れた場合、防液堤内で溜められることを確認してください。
 この場合、防液堤の容量計算では、防液堤の容積から壊れていない容器の体積分を除いてください。（壊れていない容器内には漏れた分は溜められないため）
 なお、容器の種類が複数ある際は、その中で最大容量の容器1個が壊れて漏れた場合で確認してください。

【計画容量計算】

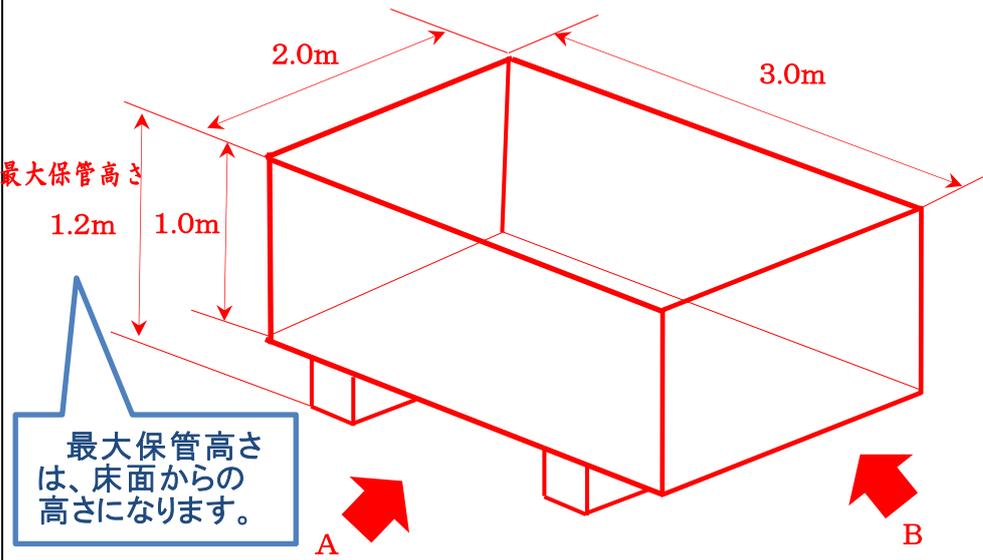
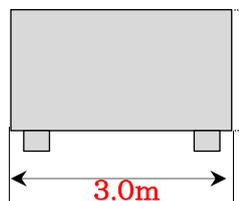
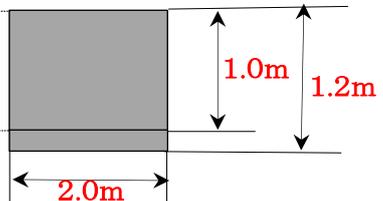
保管量： $0.2\text{m}^3 \times 2\text{個} = 0.4\text{m}^3$

防液堤容量： $(2.0\text{m} \times 1.5\text{m} \times 0.5\text{m})$

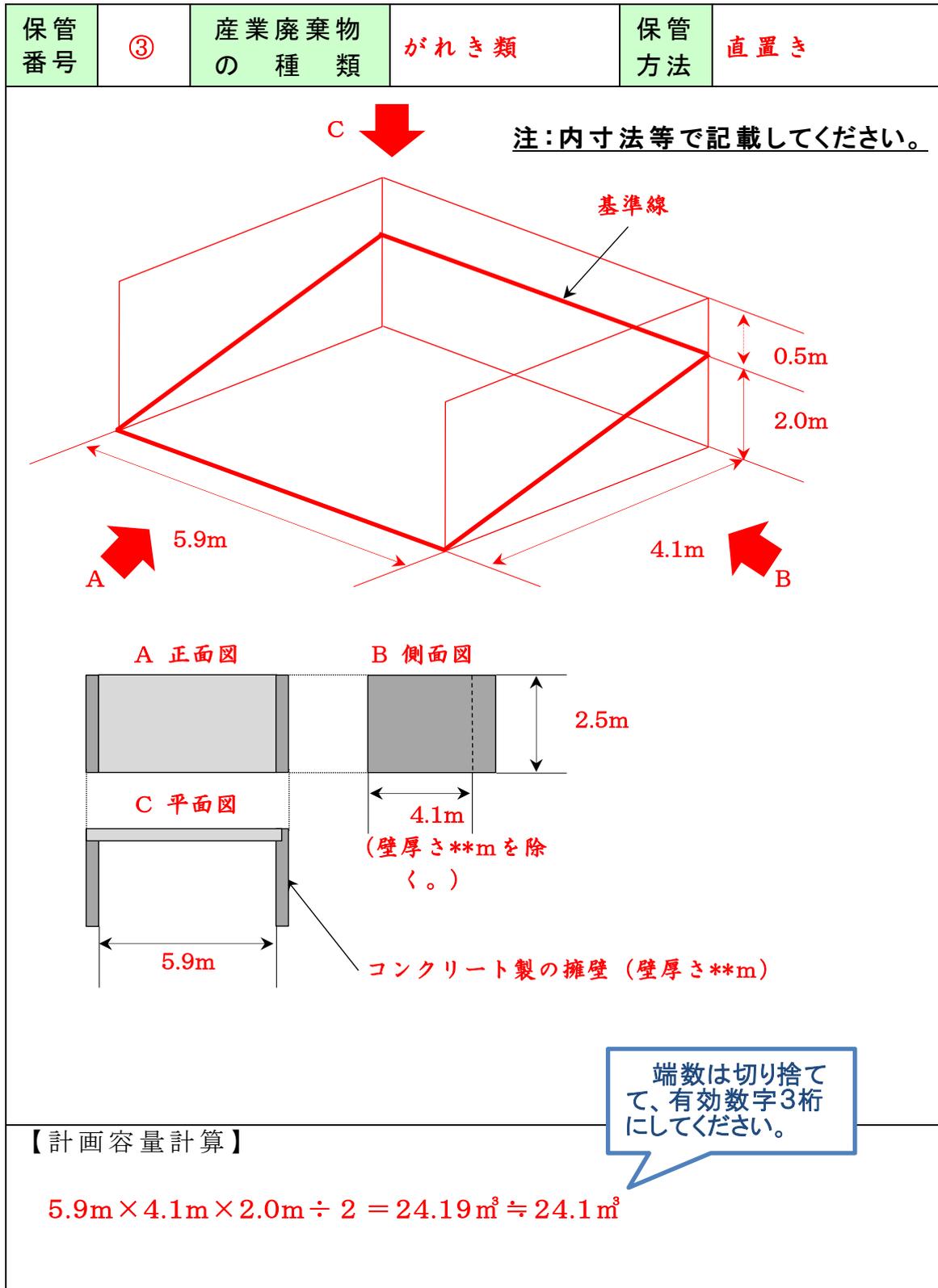
$- (0.3\text{m} \times 0.3\text{m} \times 3.14 \times 0.5\text{m}) = 1.35\text{m}^3$

ドラム缶1缶の保管量 $0.2\text{m}^3 < 防液堤容量1.35\text{m}^3$

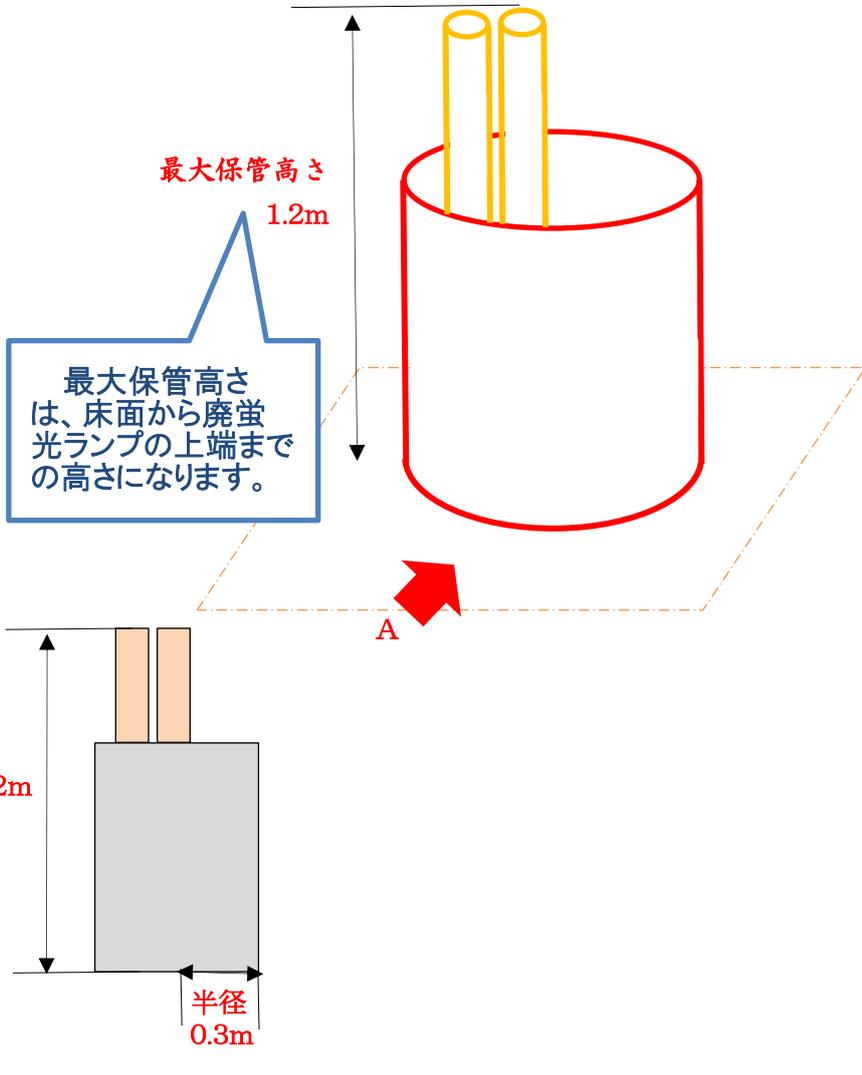
4-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）

保管 番号	②	産業廃棄物 の種 類	廃プラスチック類	保管 方法	コンテナ
<p style="text-align: right;">注：内寸法等で記載してください。</p>  <p>最大保管高さは、床面からの高さになります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div data-bbox="351 1299 590 1545"> <p>A 正面図</p>  </div> <div data-bbox="686 1299 1069 1545"> <p>B 側面図</p>  </div> </div>					
<p>【計画容量計算】</p> <p>別添カタログより $2.0\text{m} \times 3.0\text{m} \times 1.0\text{m} = 6.0\text{m}^3$</p> <p>保管量：$6.0\text{m}^3 \times 2\text{個} = 12.0\text{m}^3$</p>					

4-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）



4-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）

保管 番号	④	産業廃棄物 の 種 類	水銀使用製品産 業廃棄物(廃蛍 ランプ)	保管 方法	ドラム缶
<p style="text-align: center;">注：内寸法等で記載してください。</p>  <p style="text-align: center;">A 正面図</p>					
<p>【計画容量計算】</p> $0.3\text{m} \times 0.3\text{m} \times 3.14 \times 1.2\text{m} = 0.33912\text{m}^3 \div 0.339\text{m}^3$					

「4-2保管する産業廃棄物の一覧表(変更後)」に記載した番号と一致するよう記入してください。

5 作業手順書

保管番号	①	産業廃棄物の種類	廃油		
手選別	有・ <input type="radio"/> 無	手解体	有・ <input type="radio"/> 無	有価物の抜き取り	有・ <input type="radio"/> 無
作業	<p>(1)搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用容器に収納された廃油を他者車両により搬入する。 <p>(2)保管場所への移動作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の荷台から保管場所に、専用容器ごと手作業で移し、専用容器のまま保管する。 <p>(3)搬出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定量になり次第、手作業により専用容器ごと保管場所から車両の荷台に積み込み自者車両で搬出する。 				

保管番号	②	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類		
手選別	<input type="radio"/> 有・無	手解体	有・ <input type="radio"/> 無	有価物の抜き取り	<input type="radio"/> 有・無
作業	<p>(1)搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類を他者車両により搬入する。 <p>(2)保管場所への移動作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類は、搬入車両の荷台から重機を使用して荷下ろしする。 ・廃プラスチック類とがれき類の混合廃棄物は、搬入車両の荷台から選別場所に下ろし、手作業で各品目に選別し、重機又は手作業により各保管場所に移動する。 ・金属くずが混じていた場合は抜き取り売却する。 ・作業中は散水を行う。 <p>(3)搬出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定量になり次第、重機又は手作業により保管場所から車両の荷台に積み込み自者車両で搬出する。 				

5 作業手順書

保管 番号	③	産業廃棄物 の 種 類	がれき類		
手選別	有・無	手解体	有・無	有価物の 抜き取り	有・無
作 業	<p>(1)搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がれき類を他者車両により搬入する。 <p>(2)保管場所への移動作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がれき類は、搬入車両の荷台から重機を使用して荷下ろしする。 ・廃プラスチック類とがれき類の混合廃棄物は、搬入車両の荷台から選別場所に下ろし、手作業で品目ごとに選別し、重機又は手作業により各保管場所に移動する。金属くずが混じていた場合は抜き取り保管後、売却する。 ・作業中は散水を行う。 <p>(3)搬出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定量になり次第、重機又は手作業により保管場所から車両の荷台に積み込み自者車両で搬出する。 ・作業中は散水を行う。 				

保管 番号	④	産業廃棄物 の 種 類	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光ランプ)		
手選別	有・無	手解体	有・無	有価物の 抜き取り	有・無
作 業	<p>1)搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック専用容器に収納された廃蛍光ランプを他者車両により搬入する。 <p>(2)保管場所への移動作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック専用容器に入った廃蛍光ランプを車両の荷台から容器ごと手作業でそのまま保管場所に運ぶ。 ・その後、容器から廃蛍光ランプを取り出し、保管場所のドラム缶に移し保管する。 <p>(3)搬出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定量になり次第、手作業によりドラム缶からプラスチック専用容器に移して車両の荷台に積み込み、自者車両で搬出する。 				

6 施設清掃に関する説明

対象物	清掃頻度	清掃方法
保管場所	毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧洗浄機または、ほうき等で清掃する。
保管容器	毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑巾等で清掃する。
選別場所	毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧洗浄機で清掃する。
排水溝 汚水枥	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧洗浄機で洗浄する。 ・ 除去した汚泥は、産業廃棄物処理業者に処理委託する。
オイルトラップ	1回/週	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚れた油は吸着マットで吸い取る。 ・ 堆積した汚泥等は、産廃棄物処理業者に処理委託（1回/月）する。
車両	1回/週	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業所に備えている自社洗車場にて洗車する。
その他		

7 生活環境の保全上の措置等

項 目	発生が想定される場所	防止対策
粉じん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別場所 ・ がれき類保管場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がれき類保管場所に散水機を設置している。 ・ 作業中はシャッターを閉め、散水を行う。
悪 臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別場所 ・ 廃油保管場所 ・ 廃プラスチック類保管場所 ・ 排水処理設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別場所及び廃油保管場所の清掃は毎日、排水処理設備の清掃は週1回行う。 ・ 消臭剤を常備し、適宜使用する。
振 動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別場所 ・ 保管場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落下させての荷下ろしは行わない。
騒 音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別場所 ・ 保管場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落下させての荷下ろしは行わない。 ・ 作業中はシャッターを閉める。
有害物質	廃蛍光ランプ保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドラム缶に緩衝材を入れて割れないように保管し、保管容器から出さない。
地下浸透	施設全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の床面は全面コンクリートで舗装し、排水処理設備も整備している。 ・ 廃油の保管場所には防液堤を設置する。
害 虫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別場所 ・ 保管場所 ・ 排水処理設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別場所及び保管場所の清掃は毎日、排水処理設備の清掃は週1回行う。 ・ 定期的に害虫駆除剤を散布する。
その他		

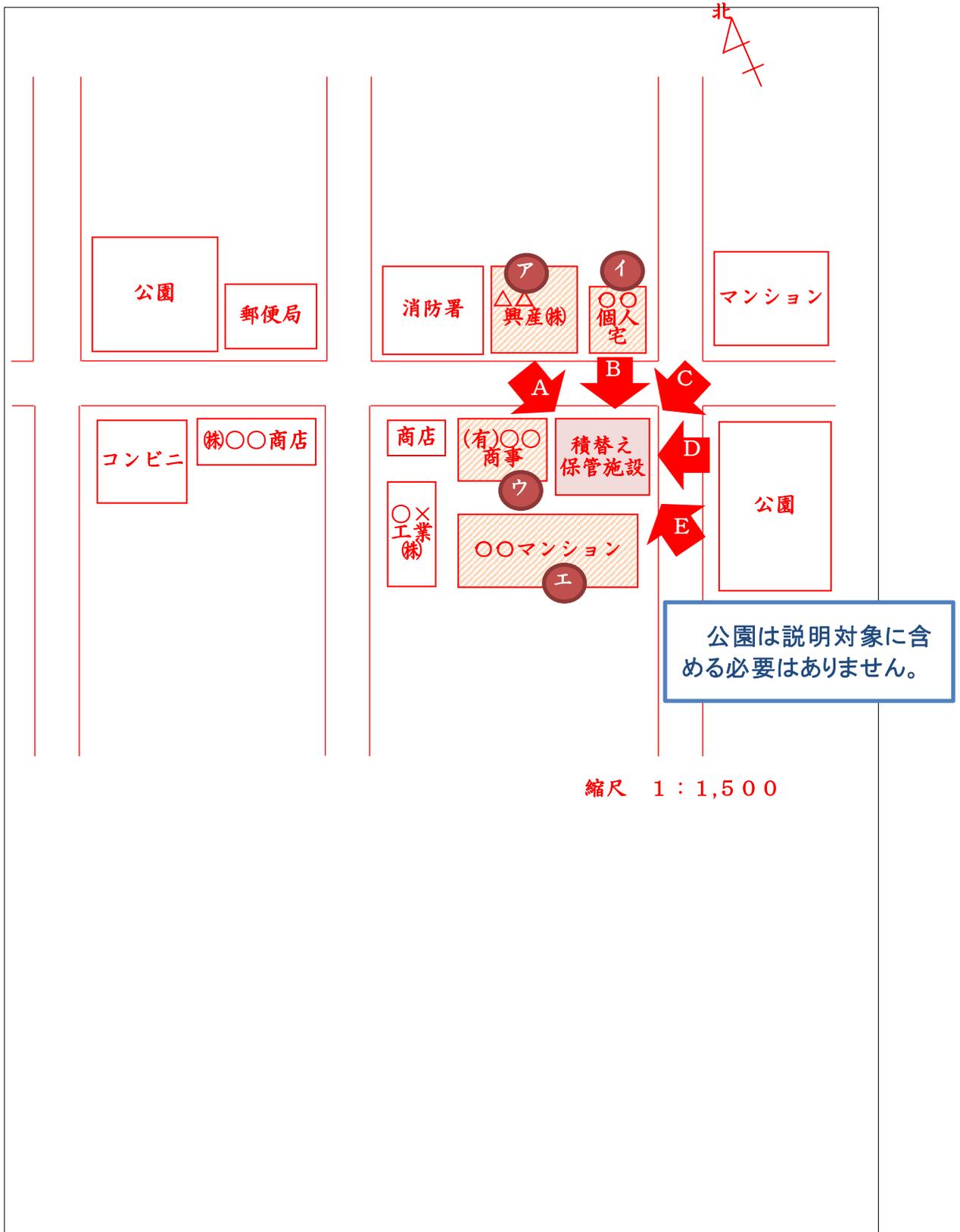
8 積替え保管作業に使用する重機

8-1 重機一覧表

	重機の種類	台数
1	バックホウ	2
2	フォークリフト	1
3		
4		
5		

1 1 住民の説明状況

11-1 説明対象者を示す図面



11-3 説明経過書

「11-1説明対象者の図面」
に記載した説明対象者をアイウ
エオ順で記入してください。

	説明対象者	説明日	説明方法	説明結果	特記事項
ア	△△興産(株)	R*.*.*	説明資料 を配付	同意書を受領 (同意書添付)	
イ	〇〇〇〇様 (個人宅)	R*.*.*	同上	説明し同意を得 られなかった が、今後も継続 的に説明を行 い、理解して頂 けるよう努めま す。	
ウ	(有)〇〇商事	R*.*.*	同上	説明し口頭で同 意を得ました が、同意書は頂 けませんでし た。	
エ	〇〇マンショ ン 管理組合	R*.*.*	同上	同意書を受領 (同意書添付)	

※ 説明対象者から同意書等を頂けた場合は、その写しを添付してください。